

第2編 震災対策

第1部 震災予防計画

- 第1章 地震に強い防災まちづくり
- 第2章 公共施設及び交通施設の安全化
- 第3章 建造物等の安全化
- 第4章 出火・延焼等の防止
- 第5章 ライフライン施設の安全化
- 第6章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上
- 第7章 物資の備蓄等
- 第8章 事業継続計画の策定

第1章 地震に強い防災まちづくり（区・都）

第1節 計画方針

内陸で発生し都市直下型となった阪神・淡路大震災では、最大震度7を記録し、死者・行方不明者6,437人、負傷者43,792人、最多避難者数約32万人、全半壊建物24万9千棟、火災発生件数293件（平成18年5月19日消防庁確定報）を記録する激甚災害となった。死亡者の89%以上が住宅等の倒壊による圧死及び窒息死であったことから、住宅等の耐震性が問題となった。また、延焼火災の多くが木造家屋密集地域で発生したことから、市街地環境の整備の問題、更には、火災に対する避難空間や延焼遮断帯となるオープンスペースの不足、住宅等の倒壊による避難路の通行問題等、災害に対する都市構造上の問題点が指摘された。

一方、海溝型地震となった東日本大震災では、M9.0、最大震度7を記録し、この地震に伴う津波によって岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県など三陸海岸から関東地方沿岸の集落では壊滅的な被害が発生した。死者・行方不明者18,648人、負傷者6,114人、全半壊建物39万5千棟（平成24年10月17日現在）を記録する激甚災害で、戦後最悪の災害となった。この地震による被害は津波によるところが大きかったものの、地震の揺れによる被害は、新耐震基準の建築物よりも旧耐震基準の建築物の方が大きかった。

文京区が「安全で快適な魅力あふれるまち」でありつづけるためには、東日本大震災をはじめとする過去の震災における教訓を踏まえた施策の展開が求められる。都市の防災性を向上させ、地震による被害を最小限にとどめるため、ハード・ソフト両面にわたる総合的な防災対策を推進し、地震災害に強いまちの形成を図る。

第2節 防災まちづくりの推進

第1 良好な市街地環境の形成

道路や広場等の地区施設の未整備や建築物の老朽化等によって、防災上問題のある地域において、区民と協働で地域特性に応じたまちづくりを推進することにより、建築物の耐震化・不燃化を図り、オープンスペースの創出、道路の拡幅、防災施設の整備等を行い、地震災害に強いまちづくりを進める。

第2 木造住宅密集地域の環境改善

老朽木造住宅が密集している地域においては、建物の倒壊による人的被害や避難路の遮断及び同時多発火災が発生する危険性が高く、延焼による火災の被害が拡大する恐れもある。また、細街路も多く、緊急車両が進入できる道路が不足しているため、救助・消防活動が困難となっている。

このような地域においては、住宅等の倒壊や火災による被害の半減に向けて、区民と協働で、住宅等の耐震化を促進し、あわせて不燃化と細街路の拡幅整備を進める。また、地域の防災力の向上を図るために、地域の課題解決に向けた協働・協治のまちづくりを区民とともに検討し、地域環境の改善を目指す。

第3 延焼遮断帯の整備

都市防災不燃化促進事業により、不忍通り沿道の不燃化を行っている。更に、幹線道路等の沿道の建築物の不燃化・耐震化を促進することにより、避難路の安全の確保を図るとともに延焼遮断帯の形成を目指す。

第2章 公共施設及び交通施設の安全化

(区・都・首都高速道路・東京地下鉄)

第1節 計画方針

道路、公園等の公共施設は、都市活動を支えるのみならず、防災上も重要な役割を果たすものであることから、避難路、物資輸送路、緊急車両の通行や避難場所又は延焼防止空間として常に機能できるよう整備する。

また、鉄道事業に係る車両・施設・設備については、地震による被害を軽減する災害予防及び応急対策を定めるとともに、都・区及び防災関係機関と密接な連携のもとに、総合的な防災活動を推進し、人命の安全・財産の保護と輸送の円滑を図る。

第2節 道路の整備

第1 道路の現況

【道路の現況】

(平成24年4月1日現在)

区分	延長	面積	道路率
国道	8.173m	202.203㎡	1.79%
都道	26.029m	649.737㎡	5.74%
区道	170.895m	1,040.702㎡	9.20%
総計	205.097m	1,892.642㎡	16.73%

第2 道路整備計画

避難路や延焼防止機能を確保するため、歩車道の分離や、拡幅及び崖崩れによる危険防止等の対策を講じていく。

また、細街路事業の意義と重要性について関係権利者の理解と協力を得るため、多様な広報媒体と機会を利用して、区民に周知を図っていくとともに、区有施設に接する細街路の未整備箇所については、計画的に整備していくものとする。

道路の側溝、ガードレールその他の道路付属物については、安全な状態を保つよう維持に努め、老朽化又は破損しているものは、逐次整備するとともに、必要箇所への設置促進を図っていくものとする。

第3節 橋梁の整備

第1 橋梁等の現況

【河川の現況】

河川名	延長	流域面積	文京区内延長	文京区内流域面積
神田川	24.6 km	105 km ²	4.7 km	10.3 km ²

【橋梁の現況】

(平成24年4月1日現在)

管理区分	橋梁数	延長
東京都	2	48.40 m
文京区	9	208.10 m
計	11	256.50 m

【横断歩道橋の現況】

(平成24年4月1日現在)

区分	橋梁数	延長
国道	1	25.20 m
都道	11	718.10 m
区道	2	52.00 m
計	14	795.30 m

第2 橋梁等整備計画

神田川については、現在も護岸整備を進めている。これに合わせて計画高水位より低い橋梁9橋の拡幅架替工事を行う。

未整備		整備済			
名称	管理	名称	管理	名称	管理
白鳥橋	東京都	華水橋	文京区	石切橋	新宿区
隆慶橋	新宿区	掃部橋		西江戸川橋	
		古川橋		小桜橋	
			中之橋		

第4節 公園・緑地の整備

第1 公園・緑地の現況

【公園・緑地の現況】

(平成24年4月1日現在)

区 分	公 園			児 童 遊 園	総 計
	都 立	区 立	小 計		
園 数	2	43	45	69	114
面 積	158,656.58㎡	208,289.01㎡	366,945.59㎡	23,024.79㎡	389,970.38㎡

第2 公園・緑地の整備計画

1 避難場所等の機能確保

区内に多く分布する公園や児童遊園は、火災の延焼防止及び遅延効果が期待されるだけでなく、震災後、避難場所等多様に活用できるスペースとなるため、災害時に利用できる施設の整備拡充を図っていく。

2 擁壁等危険箇所の改修

災害時の倒壊等により、被害の拡大や消防・救援活動に支障をきたすことを防止するため、老朽化した擁壁等危険箇所の改修を推進する。

3 緑化の促進

緑は火災時の延焼防止効果を有するため、公園等の緑化を促進する。

第5節 首都高速道路

第1 現況

1 道路の現況

名 称	区内延長	入口	出口	非 常 電 話	非 常 口 (高速上扉)
高速5号池袋線 (都道首都高速5号線)	2.3 km	[上り] 護国寺	[上り] 飯田橋 [下り] 護国寺 早稲田	上り 4か所 下り 4か所	上り 1か所 下り なし
計	2.3 km	—	—	—	—

2 耐震性と施設の安全対策

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局：平成7年5月）やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月）に従い、地質、構造などの状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないよう高架橋の安全性を強化する対策を実施している。また、トンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、お客様等は、これらの非常口から脱出できるよう安全性を確保している。

第2 事業計画

1 事業計画の概要

- (1) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上させる対策を実施していく。そのほか、お客様等の安全対策など、地震防災対策のより一層の充実強化を図ることとする。
- (2) 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

2 実施計画の内容

(1) 高架橋の安全性の強化

「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化を図る。

具体的には、比較的古い路線を優先に、鋼製支承を変形性能に優れたゴム支承に取り替える事業を実施中であり、また、橋げたの移動制御装置についても同時に設置している。

なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度をもって完了している。

- (2) 道路構造物、管理施設等の常時点検
- (3) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検
- (4) お客様等の安全確保

お客様等の安全を確保するため、次の対策を講ずる。

- 1) お客様等への情報伝達の充実
- 2) 避難・誘導施設の整備

第6節 都営地下鉄

第1 計画方針

地下鉄は地中を通る大量輸送機関であるため、利用者の安全の確保と施設の被害を最小限にとどめるように施設の耐震性や情報連絡体制の整備に努める必要がある。

第2 現況

1 路線の延長等

区内の都営地下鉄の設置路線は約4.9kmであり、駅舎が6駅ある。

2 線路等の耐震・耐火等

地上建築物、ずい道、レール及び灯具、掲示器、看板等については耐震設計がされている。駅には、自動火災報知設備、消火ポンプ設備等の防災設備を設置している。車両は、火災に対して安全性の高い材料を使用している。

3 運転システム

運転中の列車の状況を把握するため、列車集中制御装置等を設置している。

4 放送設備

異常事態が発生した場合に備えて乗客に対する情報の提供及び避難誘導のための放送設備を設置している。

5 停電対策

駅及びトンネル内で長時間停電することのないよう多系統から電力供給を受けている。万一に備えて駅には、蓄電池を電源とする非常灯及び誘導灯を設置している。また、車両にも、蓄電池による照明を設置している。

6 その他

(1) 各駅における災害対応訓練の実施

各種災害に対する訓練を実施している。

(2) 地下鉄利用者に対する災害対策の案内

地下鉄利用者に対して、ホームページに「災害対策」欄を設け、地下鉄災害に関する疑問に回答している。また、各駅に防災施設や車両・駅からの避難方法について解説したポスターを掲出している。

第3 事業計画

1 保守点検の実施

環境条件の変化等によって生ずる危険箇所を発見するため、定期又は必要に応じて点検を実施していく。

2 施設の補修、補強

線路構造物、電気施設、車両等の補修、補強を推進し、耐震性、耐火性の維持、向上に努める。

3 防災訓練の実施

災害時に的確な行動がとれるよう訓練計画に基づいて次のような訓練を充実していく。

(1) 非常招集訓練

(2) 情報伝達訓練

(3) 救出救護訓練

(4) 避難誘導訓練

(5) その他必要な訓練

第7節 メトロ（東京地下鉄）

第1 計画方針

地下鉄は地中を通る大量輸送機関であるため、施設の被害を最小限にとどめるように施設の耐震性を高めるとともに利用者の避難誘導等の安全性を確保する必要がある。

第2 現況

1 路線の延長等

区内の東京地下鉄の設置路線は約14kmであり、駅舎が13駅ある。

2 施設・設備の現況

線路等の耐震・耐火等地上建築物、トンネル、電車線路及び灯具、掲示器、看板等については耐震設計がされている。駅舎は、変電設備、換気設備、自動火災報知設備、消火ポンプ設備等が設置されている。車両は、火災に対して安全性の高い材料の使用に努めている。

3 運転システム

運転中の列車の状況を把握するため、列車集中制御装置等を設置している。

4 放送設備

異常事態が発生した場合に備えて乗客に対する情報の提供及び避難誘導のための放送設備を設置している。

5 停電対策

駅及びトンネル内で長時間停電することのないよう多系統から電力供給を受けており、万一に備えて蓄電池を電源とする非常灯及び誘導灯を設置している。また、車両にも、蓄電池で照明できる灯具を設置している。

6 列車火災対策及び構内火災対策についての対応

（「異常時取扱マニュアル」及び「内規」の定めによる。）

(1) 点検について

指定業者が定期的に設備を点検し所轄消防署に届け出る。
用具・器具の点検（月2回）、非常食品点検（月1回）

(2) 訓練について

各種運動期間中、マニュアルに沿った訓練を実施している。
「地域防災ネットワーク」を活用した訓練を実施している。

(3) 啓発宣伝について

「メトロニュース」に防災時に対する案内を提出している。

第3 事業計画

1 保守点検の実施

環境条件の変化によって生ずる危険箇所等を発見するため、定期又は必要に応じて随時に点検を実施していく。

2 施設の補修、補強

路線構造物、電気施設、車両等の補修・補強を促進し、耐震性、耐火性の維持、向上に

努める。

3 防災訓練の実施

災害時に的確な行動がとれるよう訓練計画に基づいて次のような訓練を充実していく。

- (1) 非常招集訓練
- (2) 情報伝達訓練
- (3) 救出救護訓練
- (4) 避難誘導訓練
- (5) 災害想定訓練（大地震）
- (6) その他必要な訓練

第3章 建造物等の安全化（区・都・消防署）

第1節 建築物の耐震化・不燃化の推進

第1 計画方針

建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、建物所有者によって行われることを基本とする。

建物所有者は、地震による建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して、主体的に耐震化に取り組むものとする。

区は、区民の生命・財産を守るため、建物所有者が主体的に耐震化の取り組みができるよう、技術的な支援を行う。また、公共的な観点から必要がある場合については、財政的な支援を行う。

また、耐震診断・耐震改修を促進させるため、都及び関係団体と連携して取り組むものとする。

第2 区有建築物

平成7年度において実施した耐震調査の結果に基づき、三次診断又は補強方法等の検討を行った上、施設整備との整合性を図りながら、危険度の高い施設、避難所などの防災拠点等について優先順位を付けて耐震補強工事を計画的に実施してきた。その結果、特に、避難所となる学校施設は、改築中の第六中学校を除き耐震化が完了した。（教育委員会施設台帳ベース）

今後は、防災上重要な公共建築物について、平成27年度末までに耐震化率100%を目標として、施設整備を進めていくとともに、区立小中学校等の避難所については、バリアフリー化の推進を図る。

また、区有建築物については、従来どおり用途係数を採用した耐震設計により、保有水平耐力の割り増しを行うこととする。

〈資料編 第53 避難所における耐震補強工事進捗状況 P216〉

第3 民間建築物

文京区耐震改修促進計画（平成22年度）において、住宅の耐震化率は72.6%（棟数による推計）又は84.4%（戸数による推計）、民間特定建築物の耐震化率は84.4%（棟数による推計）となっており、これを平成27年度までに90%に引き上げることを目標としている。

1 民間特定建築物

民間特定建築物については、関係団体等と連携しながら耐震化を促進するとともに、各所管行政庁と連携し、耐震改修促進法に基づく指導、助言等を行う。

民間建築物のうち、東京都震災対策条例第17条に定める防災上特に重要な建築物、ホテル・旅館など不特定多数の人が利用する民間建築物について、重点的に耐震化を促進する。

2 耐震化促進地区の耐震化

住宅の耐震化については、文京区全域を対象とするが、耐震化促進地区（木造住宅密集地域と東京都地域危険度測定調査による危険度が高い地域）については重点的に耐震化を促進する。

3 沿道建築物の耐震化

(1) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、道路閉塞を起こす可能性の高い建築物を対象として重点的に耐震化を促進する。

- 1) 都が定める災害時に閉塞を防ぐべき道路として指定された道路
- 2) 区が指定する防災上重要な道路

〈資料編 第64 緊急輸送道路・緊急道路障害物除去路線図 P230〉

(2) 指定した道路の沿道の対象建築物に対しては、耐震改修促進法に基づく指導、助言を積極的に行う。

(3) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路のうち、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特に重要なものが特定緊急輸送道路として指定された。区は、都と連携して、対象建築物の所有者に耐震化の意識啓発及び助成制度等の普及啓発を図る。

4 相談窓口の設置

耐震診断・耐震改修だけでなく震災対策全般にわたる相談窓口を設置し、区民からの問い合わせに適切に対応できるように相談体制の充実を図る。

5 普及啓発の促進

耐震診断・耐震改修を区民の身近なものとするため、マニュアル等の作成・配布をするとともに、専門家による耐震改修・建替え相談会の開催などにより、区民意識の啓発に努める。

6 耐震診断助成事業の充実

文京区耐震改修促進計画に基づく住宅系建築物の耐震化率90%の目標を達成するため、耐震診断に要した費用の助成率を引き上げ住宅系建築物の耐震化を促進する。

7 耐震改修促進税制の普及

平成18年度税制改正において耐震改修促進税制が創設され、既存住宅を耐震改修した場合、所得税額の特別控除や固定資産税額の減免措置を受けられるようになった。区では、耐震改修促進事業の普及を図るために、耐震改修に係る助成を行うとともに、所得税の特別控除や固定資産税額の減免措置に必要な取り組みを行う。

〈資料編 第31 耐震改修促進税制の内容 P100〉

8 木造住宅密集地域のまちづくり

木造住宅密集地域は、地域危険度が高く、東京都の被害想定では首都直下型地震により大きな被害が予想されている。地域危険度が高い地区の一つである根津地区においては、地域安全性の向上が求められている一方、下町風情を残したまち並み景観は、区内において守りたい資源の一つである。このような地域特性を保持しながら、木造密集地域の地域危険度の解消と都市計画等のルールに基づくまちづくり手法等の検討について地域住民と取り組む。

第2節 高層建築物の安全化

区においては、平成20年度末現在で高層建築物（高さが、31メートルを超える建築物）が、843棟ある。これら高層建築物は、耐震性、防災施設等について特別な配慮がなされているが、地震時には、家具等の転倒、建物の揺れによる不安感などによるパニックの発生及び火災発生時の避難や消防活動などの面からみて、その対応は、極めて困難が予想される。

このため、消防署においては、関係事業所等に対して、次の対策を指導していく。

第1 建築物の防火安全対策

- (1) 高層建築物の防火安全対策
- (2) 乾式工法を用いた防火区画等の漏えい防止対策（100メートル以上の高層建築物を対象とした安全対策）
- (3) 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
- (4) 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策

第2 火災予防対策

- (1) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- (2) 火気使用場所の環境設備及び可燃性物品の転倒防止措置
- (3) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- (4) 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

第3 避難対策（混乱防止対策）

- (1) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- (2) ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- (3) ショーケース、看板等の転倒、落下、移動の防止
- (4) 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
- (5) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- (6) 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進
- (7) 建設事業者は、災害時の情報を迅速かつ的確に伝達させるために、区と協議を行い、防災行政無線の設置及び管理に努める。
- (8) 中高層住宅特有の防災対策を盛り込んだマニュアルを作成及び配布し、災害時に住民が施設内に安全にとどまることができるよう、啓発活動を行う。

第4 防火・防災管理対策

- (1) 従業員に対する消防計画の周知徹底
- (2) 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理・共同防災管理に関する協議事項の徹底
- (3) ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- (4) 救命講習の受講促進など救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- (5) 防火・防災管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- (6) 実践的かつ定期的な訓練の実施

第5 消防活動対策

消防活動上必要な施設、設備等の機能維持

第3節 エレベータ対策

第1 計画方針

震災時には、不特定多数の人々が集まる劇場、駅等、またマンションや事務所ビルなどに

においては、エレベータ停止に伴う、被害、混乱が生じる恐れがある。

このことから、災害時においてエレベータに閉じ込められた人の迅速な救出や高層マンションなどでの避難住民の減少や避難期間の短縮などを図るエレベータの早期復旧に関する対策を講じる。

第2 事業計画

1 エレベータの改修促進

震災時におけるエレベータ閉じ込めを防止するため、エレベータ設備の改修を促進し、安全性の向上を図る。

また、区所有の施設については、エレベータ閉じ込め防止装置の設置を東京都の施設の対策に準じて進める。

【エレベータ閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベータを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベータを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベータを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

2 救出体制の整備

都が、災害対策基本法に基づく指定地方公共機関に指定した社団法人日本エレベータ協会と連携しながら、救出要員の増員や保守管理会社との連絡強化を図り、エレベータへの閉じ込めがあった場合の救出体制の整備に努める。

3 閉じ込め対策の支援

震災時には、多くの中高層住宅においてエレベータ閉じ込めが発生することが予想されるため、中高層住宅に対して、エレベータ閉じ込め対策（トイレ、飲料水等）の購入経費を助成する。

4 復旧ルールの周知

地震で停止装置の作動や故障により多くのエレベータが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されるが、エレベータの保守要員は限られている。このため、「1ビルにつき1台」のエレベータを復旧させることを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図ることが必要であり、復旧ルールの徹底などをあらかじめ周知する。

5 事業者への周知

エレベータの改修に関する相談窓口を設置するとともに、閉じ込め防止装置の普及などについて、事業者、マンション管理者向けにリーフレットを作成し、周知・PRに努める。

第4節 窓ガラス等の落下防止

第1 計画方針

窓ガラス、ビル外装材などの剥離、落下があった場合、歩行者等に被害を与える恐れがあるため、建築防災パトロールを強化し、落下の恐れのある建築物の把握に努める。

また、避難の際の危険物となり得るので、窓ガラス等の落下防止に努める。

第2 現況

区では、都と協力して、窓ガラスの落下防止対策等に関して、以下のような実態調査と改善指導を実施している。

時 期	実施の内容
昭和53年	建築基準法施行令に基づく告示が改正され、窓ガラスを固定するシーリング材に硬化性のものを使用することを原則禁止
昭和55年以降	硬化性シーリング材を使用する窓ガラスの実態調査及び改善指導
平成17年3月	はめ殺し窓の窓ガラスの実態調査を行い、改善指導等を実施

第3 事業計画

1 区有建築物

施設利用者や職員の安全を確保するため、上記実態調査に基づき、窓ガラス等の飛散防止対策を計画的に実施していくものとする。

また、今後新たに設置する施設については、窓ガラス等の飛散防止対策を組み入れていくものとする。

2 民間建築物の改修促進

未改修のものについては、引き続き改修相談の充実や指導の強化を図ることにより、改修を促進するとともに、今後とも必要に応じて、都と協力して調査・指導を行うなど、歩行者の安全性確保に向けた取り組みを行う。

また、外壁タイル等の落下についても、都と協力して実態調査と改善指導を行っている。

第5節 家具類の転倒・落下・移動防止対策

第1 計画方針

過去の地震において、建物内では家具等の転倒により、下敷きとなって多くの死傷者を出している。震災時の被害の軽減を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及に努める。

第2 現況

1 啓発・普及活動

防災訓練、説明会等において、区民及び事業者に対する啓発・普及活動を行っている。

2 補助制度、器具の取り付け事業

震災時の家具転倒等による自力脱出困難者数を最小限に抑えることを目的に、高齢者や障害者で構成される世帯等に対して家具転倒防止対策事業（文京区マイルームセイフティ

事業)の促進を図る。

(1) 助成対象

- 1) 区の区域内に在住する65歳以上の方で構成される世帯
- 2) 区の区域内に在住する障害者で構成される世帯
- 3) 区の区域内に在住する65歳以上の方及び障害者で構成される世帯
- 4) 区の区域内に在住し、災害時要援護者名簿の提供を受けている方の世帯
- 5) 区の区域内に在住し、災害時要援護者名簿に登録されている方の世帯

(2) 助成金額(平成24年7月現在)

- 1) 文京区 (1) 1)～4) 転倒防止器具設置にかかる費用の2分の1(上限7,500円)
(1) 5) 転倒防止器具設置にかかる費用の4分の3(上限11,250円)
- 2) 社会福祉協議会 転倒防止器具設置にかかる費用の4分の1(上限3,750円)

第3 事業計画

1 区有施設の実施状況調査

区有施設におけるオフィス家具の転倒・落下防止対策の実施状況調査を行い、その結果を基に事業所における家具類転倒・落下防止対策を検討する。

2 啓発・普及活動の推進

高齢者・障害者世帯における転倒防止器具設置への助成、防災訓練等における指導・PRの強化などを進める。

また、消防署では、以下により転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。

- (1) 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した冊子等を作成し、区民や事業所に対する防災指導に活用する。
- (2) 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具転倒・落下・移動防止器具の取付講習を実施する。
- (3) 関係機関、関係団体等と連携した周知を実施する。
- (4) 長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く区民や事業者にも周知する。

3 実施状況の把握

家具類の転倒防止対策の実施状況について、訓練や防災教室等の機会を活用し、実施状況の把握に努める。

4 事業所への啓発

事業所における家具・事務機器の転倒を防止するため、事務所向けに「家具類転倒防止対策リーフレット」を作成し、啓発を図る。

5 安価で信頼できる工法・装置の普及促進

住宅の耐震補強工事が困難な方などが、1階で就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊した時に、安全な空間を確保するために作られた防災ベッドや簡易シェルター等の防災グッズの普及促進を図る。

第6節 屋外広告物等に対する規制

第1 計画方針

ビルの屋上や壁面に設置されている広告塔、看板等の屋外広告物については、地震等により脱落した場合、歩行者等に被害を与える恐れがあるので、屋外広告物に対する指導を強化する。

また、沿道に設置された自動販売機についても、歩行者の安全確保の観点から転倒防止等の指導を推進する。

第2 現況

広告塔、広告板、装飾灯の設置は、東京都屋外広告物条例に基づき、設置者に対し、許可申請時に維持管理の指導を行っている。

【区で設置許可している広告塔、広告板、装飾灯数】

(平成24年3月現在)

広告塔	広告板	装飾灯
33	862	442

第7節 アスベスト飛散防止対策

第1 計画方針

建築物等の被災に伴い、露出したアスベストが風等の影響によって飛散する恐れがあるため、アスベスト含有建築物等の所有者が、被災に伴う応急の飛散防止措置がとれるよう、アスベスト飛散防止対策の周知・啓発に努める。

第2 現況

1 法令に基づく飛散防止対策

大気汚染防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、アスベスト含有建築物の解体等工事に係る届出があったときは、アスベスト飛散防止対策等について審査・指導を行っている。

2 区独自のアスベスト飛散防止対策

「文京区建築物の解体工事前の事前周知等に関する指導要綱」（平成17年11月1日施行）の規定に基づく、標識設置報告書の提出時に飛散性アスベストの使用の有無の確認と適正処理について指導を行っている。

3 事業者等への周知

届出等に必要な情報は、区報、ホームページ、パンフレットで周知に努めている。

第3 事業計画

災害時のアスベスト飛散による被害を防止するため、建築物所有者向けのリーフレット等を活用し、啓発を行う。

第8節 がけ・擁壁・ブロック塀の改修

第1 計画方針

過去の地震において、ブロック塀等の倒壊により多くの被害が出ている。震災時の被害の軽減を図るため、危険箇所を整備する。

第2 現況

がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の指導を行っている。

また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、傾斜度30度以上、高さ5m以上で想定被害区域内に5戸以上の人家が存在するなど、一定の要件をみたすものを急傾斜地危険箇所としている。

平成24年10月現在、区内の急傾斜地崩壊危険箇所は、自然斜面12か所、人工斜面36か所の計48か所である。

〈資料編 第29 急傾斜地危険箇所一覧表 P98〉

第3 事業計画

がけ・擁壁・ブロック塀は、基本的には所有者の責任において自主的に管理され、かつ、安全に維持されなければならない。

1 ブロック塀の倒壊防止

避難道路や通学路沿い等のブロック塀の実態把握を進めるとともに、技術基準を満たしていないなど、危険性の高いものに対し、必要な補強を行うよう改善指導を行っており、今後とも必要に応じて、調査指導を行う。

2 擁壁・がけの調査

区内のがけ・擁壁の実態調査を都と連携して進めるとともに、倒壊による危険性や対策の必要性について啓発する。

3 改修への助成、指導

区は、必要に応じて安全確保のための点検と適切な指導を行うとともに、がけ等整備資金の融資あっ旋制度、又はブロック塀の改修資金の融資あっ旋制度、ブロック塀等改修工事助成、生垣助成制度の活用を図り、所有者に対する改修の指導を進める。

また、耐震化に配慮したブロック塀の適正な設置について、区民へ周知徹底を図るとともに、生垣への転換等を誘導する。

急傾斜地危険箇所については、東京都が危険度の高いものから順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止事業を行っている。

第9節 文化財の防災対策

第1 計画方針

(1) 文化財の防災は、文化財保護関係法令及び震災の予防に関する法令等の規定に基づき、適切に対処する。

(2) 区内に存在する文化財の防火対策は、文化財の種類、規模、性質等に応じ、被害の程度、態様等を十分予想して取り組むものとする。

第2 現況

【区内の文化財数】

(平成24年9月末現在)

国指定文化財	国登録文化財	都指定文化財	区指定文化財
149	51	31	75

第3 事業計画

1 普及啓発事業

文化財愛護週間や文化財防火デー（毎年1月26日）等を中心に、文化財管理者や区民に対して、区報等を通じて防災面からの文化財保護について意識啓発する。

また、適宜彫刻等の転倒防止や絵画等の落下防止策について指導助言に努める。

2 震災に係わる文化財の保護に関する事業

文化財の管理、修理その他の保存行為及び保護活動を奨励するため、補助金等を交付する事業の一環として、文化財の防災施設の整備事業に対し、一定の補助金を交付する事業を継続する。

3 防災関係機関等との協力

防災関係機関の防災に関する事業、活動等を奨励するとともに、防災関係機関との積極的な連携及び協力を行う。

- (1) 東京都教育委員会の「文化財防火デー（毎年1月26日）」の事業保護計画に積極的に協力する。
- (2) 文化財の防火のため、消防法に基づく消防用設備を設置し充実を図る。
- (3) 文化庁作成の「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」に基づき、文化財の防災に努めていくものとする。

4 文化財施設の安全対策

管内の文化財施設の所有者に対し次の対策を指導する。

- (1) 文化財周辺の整備・点検
 - 1) 文化財の定期的な見回り
 - 2) 文化財周辺環境の整備・整頓
- (2) 防災体制の整備
 - 1) 防災計画の作成
 - 2) 巡視規則や要領の作成等
- (3) 防災知識の啓発
 - 1) 国、都等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
 - 2) ポスターの掲示、防災訓練の参加の呼びかけ
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災設備の整備と点検

外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
- (6) 緊急時の体制整備

消防機関への円滑な通信体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

第1章 地震に強い防災まちづくり

第2章 公共施設及び交通施設の安全化

第3章 建造物等の安全化

第4章 出火・延焼等の防止

第5章 ライフライン施設の安全化

第6章 区民の防災意識の啓発と行動力の向上

第7章 物資の備蓄等

第8章 事業継続計画の策定

第10節 危険物施設等の保安

第1 計画方針

危険物施設等が被災し危険物等が地域に流出した場合は、少量の流出でも人命に致命的な被害をもたらす危険がある。また、通常の消火活動では、危険物施設等の被災は広域的な大災害になる恐れがある。このため、危険物施設等の安全性の確保を徹底することが必要である。

第2 現況

1 危険物施設等の施設数

区内には、関係法令に規定された危険物、火薬類、放射性物質、毒物劇物等の貯蔵所、取扱所等が下記のとおりある。

(1) 危険物施設数

(平成24年9月末現在)

所 属	危険物貯蔵施設数	危険物取扱施設数	計
小石川	56	35	91
本 郷	56	32	88
合計	112	67	179

(2) 区内の危険物施設

区内の危険物施設については、資料編一覧表に示すとおりである。

〈資料編 第32 危険物製造所等一覧表 P101〉

(3) 放射性物質関係施設

区内の放射線物質関係施設については、資料編一覧表に示すとおりである。

〈資料編 第33 放射性物質関係施設 P101〉

(4) 毒物劇物製造業、同輸入業、同販売業及び業務取扱者（めっき業）

区内の毒物劇物製造業、同輸入業、同販売業及び業務取扱者（めっき業）については、資料編一覧表に示すとおりである。

〈資料編 第34 毒劇物製造業・同輸入業・同販売業及び業務取扱者（めっき業）一覧表 P101〉

2 危険物施設に対する規制等

(1) 消防法令に基づく規制

危険物施設は、貯蔵又は取り扱う危険物の種類、数量及び施設の態様により、消防法令に基づき、位置、構造、消防設備等の設備に関する規制と、危険物の貯蔵、取扱、運搬等の管理に関する規制が行われている。

(2) 立入検査の実施

危険物施設等の立入検査を実施して、構造設備、附属設備等の実態を把握するとともに、設備等の保安指導を行う。

(3) 消防訓練の実施

危険物施設等の関係者は消防関係法令に基づき、当該事業所に自衛消防組織を設置し、消防訓練を実施することとなっている。

(4) 防災意識の啓発

危険物施設の立入検査等の機会などをとらえ、随時、関係者に防災意識の啓発を図っている。

(5) 消防法令の改正

平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町の小規模雑居ビル火災での教訓を踏まえて、違反是正の徹底、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化、罰則の見直し等を内容とする消防法の一部改正（平成14年4月26日法律第30号）が行われている。

第3 事業計画

1 関係法令に基づく届出の指導の強化

危険物施設等の現状の把握と立入検査等を円滑に進めるため、危険物施設等管理者の関係法令に基づく届出の指導を強化する。

2 立入検査の推進

危険物施設等の立入検査を実施して、構造設備、付属消火設備等の実態を把握するとともに、設備等の保安指導を行う。

3 防災訓練の実施

危険物施設等管理者による自主保安体制の確立を図るために、法令に基づく消防計画の作成や防災訓練の実施を指導する。

4 危険物施設管理者等に対する防災予防意識の啓発等

危険物施設等管理者などに対し、長周期地震動の危険性や家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を指導するなど、防災意識の啓発と取扱技術等の向上に努める。

また、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示の一部改正に伴い、予防規程を定めなければならない危険物施設に対し、帰宅困難者対策に関する事項を予防規程に追加するよう指導する。

第4章 出火・延焼等の防止（区・消防署）

第1節 基本方針

阪神・淡路大震災では、家屋や建物の被害が512,882棟（全壊104,906棟）、火災293件、死者6,434人、負傷者43,792人に及んでいる。（平成18年12月26日現在、消防庁）

地震による被害は、家屋の倒壊等に加えて、火災等の被害も甚大になると考えられている。したがって人命の安全を確保するための対策を重点として、出火防止、初期消火、火災の拡大防止の各対策を基本とし、総合的に推進し被害の軽減・防止に対処していくものとする。

第2節 出火の防止

第1 計画方針

地震による複雑な出火機構と火気使用設備・器具及び危険物、化学薬品等の膨大な出火要因から判断して、相当数の出火が予想される。

このような状況において、あらゆる方策を講じて出火の危険性につながる要因を個々に分析・検討して、順次その対応策について技術的な安全化又は規制の強化による安全対策を進めるとともに、区民に対する防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、震災時における出火をできる限り防止する。

第2 現況

現在、区内では膨大な数の火気使用設備・器具等が使用されており、平成3年9月に東京都が公表した「東京都における地震被害の想定に関する調査研究」の被害想定によれば、文京区で発生する火災の18件のうち、消防隊等による消火件数は11件、延焼不拡大件数6件、延焼火災1件となる。

また、平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によれば、文京区で焼失する家屋は2,443棟である。

第3 事業計画

1 火気使用設備・器具等の安全化

地震時の火気使用設備・器具等からの出火を防止するため、火災予防条例に基づく「対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底」、「火気使用設備の固定等、その他各種の安全対策の推進」の継続した推進を図るとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備についての指導の徹底を図る。

2 石油等危険物施設の安全化

区内の法令等に定める危険物施設（少量危険物貯蔵取扱所を含む）が463（小石川：151本郷312）か所ある。

これらの危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなる。このため、従来から、査察や業界に対する集合教育等により安全化を進めてきたところである。

今後とも、危険物施設の安全対策の推進について、事業所防災計画作成の指導、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化等により、出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いの指導の推進を図っていく。

3 化学薬品、電気設備等の安全化

(1) 化学薬品の安全化

化学薬品の安全化については、昭和62年3月に火災予防審議会が答申した、「地震における地域別の総合出火危険予測と対策」の提言を踏まえ、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対しては、個別的具体的な安全対策を指導し、保管の適正化を促進している。

主な指導事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 化学薬品容器の転倒落下防止措置 2 化学薬品収納棚の転倒防止措置 3 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置 4 化学薬品等収納場所の整理整頓 5 初期消火資器材の整備
--------	---

(2) 電気設備の安全化

電気設備の安全化については、火災予防条例に定める出火、延焼防止の規則や熟練者による維持管理の義務付け等により推進を図るとともに、耐震化及び不燃化を強力に指導する。また、電機器具や配線からの出火を防止するため、感震機能付分電盤等の普及促進等の安全対策、停電復旧時の通電火災防止対策等信頼性の高い安全装置の設置を推進する。

4 高圧ガス・有毒物資等の安全化

(1) 高圧ガス保管施設

高圧ガス取扱事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

(2) 毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物取扱施設を有する事業所の震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

(3) 放射性物質の貯蔵取扱施設

放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

5 危険物等輸送の安全化

(1) タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合するよう指導を強化する。

(2) 危険物輸送運搬車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。

(3) 「危険物の輸送又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

6 出火防止のための査察指導

(1) 大地震が発生した場合、人命への影響が極めて高い地下鉄、飲食店、百貨店、病院等及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒、落下防止措置、災害時の従業員の対応要領等を指導する。

その他の事業所及び一般住宅等についても立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。

- (2) 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）、化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても、立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に対して適正な貯蔵取り扱い及び、出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。

更に、各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

7 区民指導の強化

各家庭において平素から出火や拡大防止策を図る為、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図るとともに、地震時の出火防止等の徹底を図るため出火防止に関する知識、地震に対する備えなどの防災教育の推進、実践的防災訓練による防災行動力の向上を推進する。

- (1) 出火防止に関する備えの主な指導事項

- 1) 住宅用火災警報器の普及
- 2) 消火器の設置、風呂の水の汲み置きやバケツの備えなどの消火準備の徹底
- 3) 対震自動消火装置付火気器具の点検整備及びガス漏れ警報器や漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- 4) 家具類の転倒・落下・移動防止措置の徹底
- 5) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- 6) カーテンなどの防災製品の普及
- 7) 灯油など危険物の安全管理の徹底
- 8) 防災訓練への参加

- (2) 出火防止に関する教育・訓練の主な指導事項

- 1) 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- 2) 受傷事故防止のため、揺れの大小に関わらず、身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。
- 3) 火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてず火の始末をする。出火した時は、落ち着いて火を消火する。
- 4) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認など出火防止の措置の徹底
- 5) ライフラインの機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底

第3節 初期消火体制の強化

第1 計画方針

地震時の延焼火災を防止するためには、出火の防止を図るとともに初期消火が出火元で行われることが重要である。このため、家庭・事業所及び地域における自主消火体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により区民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、家庭に対して、消火器の設置や水バケツの備え等について積極的に普及を図っていくものとする。

第2 現況

- (1) 区は、震災時における火災防止対策の一環として、初期消火体制の強化を図るため、街頭と主要道路に消火器を設置するとともに、火災危険度や世帯数を勘案の上、区民防

災組織に対して、大型消火器を配備している。

【消火器の設置状況】

(平成25年2月現在)

種 類	型 式	数 量
車両用消火器（昭和53年度開始）	10型	769本
街頭用消火器（昭和47年度開始）	10型	2,192本
大型消火器（昭和60年度開始）	50型	375本
合 計		3,336本

(2) 家庭や事業所をはじめ、地域や区民一人ひとりの防災行動力を高めるため、各種防災訓練等を実施して、消火器の使用法や出火防止、初期消火、応急救護などに関する知識、技術の普及を図っている。

第3 事業計画

1 消防用設備等の適正指導

消防用設備等が、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう耐震措置の実施について指導を進めるとともに、特に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等が地震時にも機能するよう指導を強化する。

2 大型消火器の配備

道路狭隘等により円滑な消火活動が困難な地域等については、消防署や区民防災組織と協議のうえ、大型消火器を配備している。

3 可搬式動力ポンプの貸与

同時多発的な火災に対する初期消火活動体制の強化を図るため、消防署や区民防災組織と協議し、区民防災組織に対して可搬式動力ポンプを貸与する。

なお、貸与に当たっては、道路狭隘等により円滑な消火活動が困難な地域、操作隊の編成や訓練体制、設置場所の確保等を考慮するものとする。

4 スタンドパイプの整備

区は、木造密集地域等における初期消火活動態勢を強化するために、消火栓に直接取り付け放水が可能で、軽量のスタンドパイプを区民防災組織へ整備する。また、定期的に訓練等を行い、取扱い技術の向上を図る。

【町会・自治会に設置されている可搬式動力ポンプ数】

(平成24年10月現在)

消防署管内	可搬式動力ポンプ (C級)	可搬式動力ポンプ (D級)	スタンドパイプ
小石川消防署	1	7	0
本郷消防署	0	9	1

可搬式動力ポンプ(C級)・・・車輪の付いた可搬型消火器具で1分当たり350ℓ以上の放水が可能(区で貸与)
可搬式動力ポンプ(D級)・・・車輪の付いた可搬型消火器具で1分当たり224ℓ以上の放水が可能(区で貸与)
スタンドパイプ・・・消火栓に直接結合して放水する消火器具(町会独自で購入)

5 初期消火資器材の普及

震災時における同時多発火災を防止するためには、家庭や事業所等における出火防止とともに初期消火が重要である。

このため、家庭や事業所等における初期消火を確実にを行うための各種資器材の普及を図る。

6 住宅用防災機器等の普及

各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

7 区民、事業所の自主防災体制の強化

- (1) 区民の防災行動力の向上については、都民一般を対象とした基礎訓練、都民防災教育センター（防災館）の体験コーナー等を活用した訓練体験の推進、区民防災組織等を対象とした、高度で実践的な訓練の推進、災害時要援護者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。
- (2) 事業所の自主防災体制の強化については、全ての事業所に対する事業所防災計画の作成の指導、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実・強化、事業所相互間の強力体制の強化、区民防災組織等との連携強化、保有資機(器)材を整備した地域との協力体制作りを推進する。
- (3) 事業所は、その用途や規模にかかわらず事業所単位に事業所防災計画が義務づけられている。
 - 1) 防火管理者の選任を要する事業所については、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画、防火管理者の選任を要しない事業所については、事業所防災計画の作成資料として「職場の地震対策」及び「事業所防災計画表」を配付し、作成を指導する。
 - 2) 都市ガス、電気、鉄道・軌道等、通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対しては、事業所防災計画の作成を指導する。
 - 3) ホテル、百貨店などの多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、自衛消防隊の設置が義務づけられ、事業所の自主防災体制の強化が図られている。更に、地域が一体となった防災体制を強化するため地域への協力を推進する。
 - 4) 事業所の自衛消防組織が、地震時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。

第4節 火災の拡大防止

第1 計画方針

現在の都市構造においては、様々な出火防止策及び初期消火の徹底を図っても、なお、相当数の延焼火災の発生が予想される。したがって、被害が予想される区域については、人命の安全確保を重点とした消防体制を進めることが重要である。特に、地域における消防活動体制の整備強化、装備資器材の整備、情報通信体制の整備強化、消防水利の整備等を推進する。

第2 現況

平常時の防力を震災時においても最大限有効に活用するため、地震被害の様態に応じた計画を樹立し、有事即応体制を図っているが、同時多発性・広域性を有する地震火災に対応す

るには、資器材等の増強整備が必要である。

第3 事業計画

1 消防活動体制の整備強化

平常時の消防力は、次の表のとおりである。これらの消防力を、震災時においても最大限有効活用するため、震災被害の様態に即した各種の震災消防計画を策定し、年に1回、東京消防庁管内において総合震災消防訓練を実施するなど有事即応体制の確立を図っている。

また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対処するため、救助用資器材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」として運用している。

(1) 消防署

(平成24年10月1日現在)

	署員	ポンプ車	救急車	特殊災害対策車	はしご車	指揮隊車	その他	人員輸送車 情報収集二輪車	合計
小石川消防署	163	6	2	0	1	1	7	6	23
本郷消防署	164	4	2	1	1	1	7	5	21

(2) 消防団

(平成24年12月1日現在)

	団員 (定数)	分団 施設	可搬式動力 ポンプ (B級)	可搬式動力 ポンプ (D級)	可搬ポンプ 積載車	合計
小石川消防団	200	10	8	0	2	10
本郷消防団	200	7	7	1	2	10

可搬式動力ポンプ(B級)・・・車輪付台車に積載し搬送ができる消防動力ポンプで1分当たり1,200ℓ以上の放水が可能

可搬式動力ポンプ(D級)・・・車輪の付いた可搬型消火器具で1分当たり224ℓ以上の放水が可能(区で貸与)
可搬ポンプ積載車・・・軽四輪自動車をベースに赤色警光灯及び電子サイレンを装備し、緊急走行を可能とした車両で、4名乗車、後部には可搬式動力ポンプ本体やホース等を積載した機動力のある車両

2 装備資器材の整備

地震時において、常備消防力の最大限有効な活用を図るため、震災の態様に対応した装備資器材を整備し、活用するとともに、区民防災組織、地域住民等も消防隊員用救助資器材を使用できるよう計画する。

3 消防水利の整備

震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対応対処するため、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽の設置、河川等のあらゆる水源の有効活用等の施策を進める。

(1) 民間の開発行為や市街地再開発事業等の機会を活かした耐震性を有する防火水槽の設置

- (2) 公共機関が行う集合住宅の建設や民間の開発事業等に際しての耐震性を有する防火水槽等の確保の働きかけ
- (3) 都市基盤整備にあわせた都市河川や洪水調節池の有効活用を図る。
- (4) 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するためには、消防水利の確保が必要不可欠であり、避難場所には巨大水利の確保及び防火水槽等の整備を、避難道路には防火水槽を中心とした整備を推進している。
- (5) 経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。
- (6) 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、区民防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- (7) 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、区民防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- (8) 民間の建築工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。

4 消防団体制の充実

- (1) 消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。
- (2) 各種資機材を活用した消防隊との連携訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- (3) 応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- (4) 新入団員への入団教育を実施し、災害活動技能の早期習得を図る。
- (5) 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。
- (6) 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。

5 消防活動路等の確保

震災時においては、建物、電柱等の倒壊により、消防車両等が通行不能になることが予想されることから、消防活動路を確保するため、次の対策を推進する。

- (1) 消防活動を必要とする幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭隘な道路の広幅員化、U字溝等の暗渠化、コーナー部分の隅切り整備などを関係機関と検討する。
- (2) 震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開について警察署との連携体制を継続する。

6 消防活動困難区域への対策

震災時には、道路の狭隘に加え、木造住宅の密集等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。

このため、消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプ等の整備、消防団体制の充実等の施策を推進するとともに、消防活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消防活動が困難な地域の解消に努める。

7 地域防災体制の確立

震災時に、火災等の災害から住民や地域社会を守るには、地域ぐるみの対応が必要であることから、地域の区民防災組織と事業所の自衛消防組織等とが相互に協力して連携でき

る体制を整備するほか、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の区民防災組織等の一員として活動するよう指導する。

地域の防災力を向上させるには消防機関の活動に加え、専門的な知識技能を有する災害時支援ボランティアの支援活動並びに区民防災組織及び事業所の自衛消防組織等の協力が必要であることから、これらの組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

(1) 区民防災組織等と事業所との連携体制

地震時における火災等の災害から地域社会を守るためには、地域の区民防災組織ばかりではなく、事業所の自衛消防組織等を含めた地域ぐるみの対応が期待される。

事業所の自衛消防組織等は、当該事業所の防災活動を目的としているが、地域社会とも密接な係わりがある。

したがって、地域防災の充実を図るため、地域の区民防災組織等と事業所の自衛消防組織等とが互いに協力して連携できる体制を整備する。

なお、自衛消防組織等の設置が義務づけられていない小規模事業所については、地域の区民防災組織の一員として活動するよう指導する。

(2) 消防のふれあいネットワークづくりの推進

震災時において周囲の状況変化に的確、安全な避難行動をとることが困難である災害時要援護者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを区と協力して推進する。

(3) 地域における安全体制の確保

社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要であることから、施設と周辺地域の事業所、町会等との間及び施設相互間の防災時応援協定等の締結促進、各施設の自衛消防訓練の充実指導に努める。

第5章 ライフライン施設の安全化

(東京電力・東京ガス・都水道局・都下水道局・NTT東日本)

第1節 基本方針

区民の生活は、電気、ガス、上下水道、情報通信等のシステムに大きく依存しており、一時的、局所的な障害が発生しても、その影響は多方面に及び、被害が連鎖的に拡大する危険性がある。このため、ライフラインの防災性を高め、震災時の被害の規模を最小限にとどめることに努める。

第2節 電気施設

第1 計画方針

電気施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるように万全の予防措置を講ずる。

第2 設備の災害予防措置に関する事項

1 送電設備

(1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(2) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

2 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

3 配電設備

(1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(2) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

第3 事業計画

1 変電設備、送配電設備

設備の更新、新設のときは、耐震性を確保し被害の軽減に努める。

2 巡視調査

送配電設備等の巡視点検調査を定期又は必要に応じて随時に行い、不良箇所の発見と需要家への通知及び未改修の需要家の改修促進を図る。

3 施設防災訓練

情報連絡訓練、復旧訓練、非常呼集訓練を年1回全社的規模で実施する。

4 復旧用資器材の点検整備

復旧用資器材の点検整備は随時実施し、常に使用可能の状態にしておく。

5 防災知識の普及

「電気使用安全月間」、地域行事などの機会をとらえて、ポスター、パンフレット等を配付するとともに、テレビ、ラジオ、新聞等で大地震のときの電気施設及び電気使用者のとるべき措置等について周知する。

第3節 ガス施設

第1 計画方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

第2 現況

1 ガス導管

ガス導管を圧力別にブロック化ができるように無線遠隔操作によるしゃ断装置又は感震自動しゃ断装置、手動しゃ断装置等を設置するとともに、区間内ガス放散設備を設置している。

2 地震計

主要施設に地震計を設置し、加速度値等をテレメータにより収集するシステムを設備している。

3 無線設備

主要施設との相互通信、各種データの電送、遠隔操作のための無線設備を設置している。

4 点検整備

ガス施設の点検は、定期又は必要に応じて、随時、実施している。

第3 事業計画

1 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能に努める。

(1) 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点分散などに努める。

(2) 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

2 ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおり措置を講ずる。

(1) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

(2) ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガスしゃ断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震しゃ断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急しゃ断装置の設置を推進する。

(3) 通信施設

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

(4) その他の安全設備

1) コンピュータ設備

災害に備え、バックアップする体制を整備する。

2) 自家発電設備等

常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備などを整備する。

3) 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

3 ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するよう維持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。また、被害の発生が予測される場合にはあらかじめ定めるところにより巡回点検する。

4 前進基地の確保

非常事態に備え前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

5 広報活動

利用者及び他工事関係工事会社等に対し、ガスの安全知識等の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰ビデオテープ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

第4節 上水道施設

第1 計画方針

「東京都水道局震災対策事業計画」は、東京都震災対策条例に基づき、地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、都民に対する給水をできる限り確保するため、施設の耐震性を強化するとともに、震災時における飲料水を確保するために必要な施設を整備することを目的としている。

第2 現況

1 給水所等の確保水量

通常の給水が困難な場合でも、次のとおり給水拠点（給水所・応急給水槽）に飲料水が確保されているので、最低必要量の飲料水（1人1日当たり3ℓ）は充足されている。

給水拠点	住所	確保水量（m ³ ）
本郷給水所	本郷2-7	20,000
教育の森公園内応急給水槽	大塚3-29	1,500

2 応急給水用資器材の整備

震災時における応急給水活動を迅速・的確に実施するため、応急給水用資器材の整備を図っている。

給水所	給水タンク 1 m ³ （基）	角型容器（個）		応急給水栓 （基）	ホース（本） 5～20m
		3 m ³	2 m ³		
本郷給水所	5	3	0	10	9

第3 事業計画

1 施設の耐震性強化

水道施設の耐震化は、震災時においても給水をできる限り確保することを目的として実施する。このため、耐震性強化策として、施設の被害をできるだけ軽減するための「施設の整備補強」と、断水区域及び断水時間の縮減を図る「システムの強化」を実施する。

（1）浄水施設の整備

区内の水道水は、東村山、三郷、朝霞の各浄水場から送水されているが、これら浄水場の構造物は、耐震設計に基づき建設されており、その機能に重大な支障をきたすことはないと考えられる。

なお、消毒に液体塩素を使用している浄水場において、塩素の漏えいによる二次災害を防止するため、既存の設備を安全性が高く、取り扱いが容易な次亜鉛塩素酸ナトリウム設備へ転換する。

（2）配水管の整備補強

配水管は、区内に約306,700mが埋設されているが、震災時においても安定した給水を確保するため、経年化し耐震性の劣る経年管、初期ダクタイル管を対象に、震災時における断水等被害の軽減を目的として、管路全体の耐震性向上を図るため、耐震性の高い継手構造や材料を採用して取替を実施している。

（3）自家発電設備の整備

震災等による停電時においても、一定量の給水を確保するため、浄水場等に自家発電設備を整備する。

なお、区内に供給している東村山及び朝霞浄水場は、既に整備を終えている。

2 飲料水の確保対策

水道施設の耐震性強化を極力図ったとしても、管路破損等による一時的な断水は避けられないと想定されることから、飲料水の確保は不可欠である。

そのため、区民の居住場所から2kmの範囲内に給水拠点を設置することを目標とし、応急給水槽の建設等を実施してきた。また、給水拠点から2km以上離れている避難場所等には、浄水場、給水所等から飲料水を車両輸送し、避難場等を給水拠点として応急給水を実施することとしている。なお、応急給水槽の建設については、必要な水の確保ができたため、平成16年度計画を持って終了している。

第5節 下水道施設

第1 計画方針

区民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、地震や豪雨などの災害に備えた取組を行い、被害の規模を最小限にとどめるように努める。

第2 事業概要

1 施設整備

地震に備え、管渠の新設や既存施設の再構築の際に「下水道施設耐震構造指針（下水道局）」に基づき、地震に強い下水道施設を建設する。

2 避難所等の対策

避難所や災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化について、平成25年度までに完了する。その後はさらに、国、都、区の庁舎など復旧拠点となる施設等に拡大して耐震化を進めていく。

発災時の交通機能、トイレ機能を確保するため、避難所等へのアクセス道路、避難所などから排水を受け入れる路線など、対象エリアを拡大し、マンホール浮上抑制を実施する。

3 光ファイバー網の整備

震災に強い下水道光ファイバーケーブルを活用した情報通信網の整備を促進する。

4 ポンプ所の整備

老朽化したポンプ所の再構築を図る。また、断水等により、ポンプ運転時冷却水の供給が停止した場合においても、運転可能な無注水形ポンプを再構築にあわせて導入する。

5 し尿の受け入れ

震災時に備え、区と覚書を締結して、仮設トイレの設置可能なマンホールや、し尿の受け入れ箇所、受け入れ方法を取り決めている。

第3 下水道局防災訓練

防災訓練は、本庁及び全事業所において毎年実施している。

1 参加機関

本局各部、事業所、防災関係機関等

2 訓練項目

緊急点検及び緊急措置、二次災害防止のための訓練、ライフライン停止時のための訓練、防災関係機関等との一体的な訓練、民間団体との連携による応急復旧訓練、相互支援に係る情報連絡訓練、緊急時の参集訓練など。

第6節 通信施設

第1 計画方針

通信の途絶は、社会経済活動を混乱させるばかりでなく、災害時の応急対策活動の阻害要因となるので、電信電話施設の耐震性の強化など、被害の規模を最小限にとどめるように努める。

第2 現況

建物は、耐震耐火構造である。各階に消火栓、消火器を設置するなど維持管理に努めている。

第3 事業計画

1 耐震性の強化等

耐震、耐火性のある共同溝へのケーブル収容並びにとう道（通信ケーブル専用の地下道）の建設を推進する。

2 架空ケーブルの地下化

架空ケーブルは、地震による第二次的災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は、地下化を推進する。

3 ケーブルの安全化

公共機関等必要な通信を確保するため、ケーブルのルート安全化と回線の分散使用を図る。

4 主要設備の倒壊防止

交換設備、電力設備その他N T Tビルの主要設備の倒壊を防止するための措置を実施する。

5 点検整備

ケーブル等調査を定期又は必要に応じて随時行い不良箇所の発見摘出に努める。

6 応急復旧資器材の整備

ケーブルの損壊等に備えた応急復旧資器材の整備に努める。

7 防災訓練

非常時に的確な対応がとれるよう防災訓練を実施する。

第6章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上（防災関係機関）

第1節 基本方針

災害から区民の生命、身体及び財産を守るために、防災関係機関は各種の防災対策を実施しているが、同時多発的な地震の被害に的確に対処するには、区民一人ひとりの災害に対する生活環境への配慮や防災関係機関と区民・事業所等との連携が欠かせない。

このため、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを防災の基本とし、区民、事業所等の防災意識を啓発するとともに、区と区民、事業所、ボランティア団体等との相互支援・連携を図り、地域防災力の向上に努める。

第2節 区民の防災意識の啓発

第1 計画方針

区民一人ひとりが、地震や火災に関する正しい知識や心構えを持ち、自分の生命や財産を地震から守れるように防災意識を啓発する。

第2 現況

防災広報等を通じて、地震・火災の発生原因やその実態、災害を防ぐための生活環境への配慮、区民防災組織の活動、防災関係機関の活動等について、正しい知識や理解を持っている区民が多くなってきたが、更に防災意識の啓発を図る。

このため、従来から実施している防災教室（地震・煙体験訓練等）に加え、地域に密着した防災訓練の実施、防災パンフレット（地震や都市型水害等の防災対策の掲載）の作成、地元の大学等教育機関と連携した講演会等の開催、インターネット（ホームページ）の活用など、多種多様な方法で、地震や火災、水害等の災害に関する知識の普及や防災意識の高揚に努めている。

第3 事業計画

1 区

(1) 区報や啓発用印刷物による意識啓発

区民、区民防災組織、事業所等に対して、備蓄の推進、家具類の転倒防止、救出・救護活動、災害時の情報連絡体制、家族との連絡方法の取り決め、中高層住宅特有の長周期地震動対策、地域との協力連携等を促すため、区報やパンフレット等により周知を図る。

(2) 防災教育用機材等の貸出し

地震体験車、煙体験ハウス、防災教育用のビデオテープ・DVDを区民へ貸出し、防災知識の向上を図る。

(3) 防災訓練や防災教室の実施

初期消火、応急救護、災害時要援護者支援等の訓練の実施及び防災教室により、実践的な震災対策や過去の災害から得られた教訓を伝承し、自助による防災行動力の向上を図る。

(4) 区主催の各種イベント等及び地域行事での防災意識の啓発

多くの区民が集う各種イベント及び地域行事等の会場において、地震体験車等の活用

及び積極的な防災広報により防災意識を啓発する。

(5) 中高層住宅に対する防災意識の啓発

物資の備蓄推進、長周期地震動のリスク、地域との協力連携等、中高層住宅特有の防災対策を盛り込んだマニュアルを作成及び配布し、災害発生時に住民が施設内に安全にとどまることができるよう、中高層住宅への啓発活動を行う。また、地域における区民防災組織等との協力体制を構築するために、区民防災組織が実施する地域防災訓練等への参加を促すなどして地域とのコミュニケーション強化を支援する。

(6) 外国人の防災知識の普及啓発

地震体験車等を活用した防災教室の開催、外国語パンフレットの配布等により、外国人に対する防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

(7) 新たな災害情報伝達体制の啓発

緊急地震速報、気象情報、災害情報等を携帯電話に配信する「文の京」安心・防災メール、緊急速報メール（エリアメール）、ツイッター、防災アプリ等新たな情報伝達体制について、訓練や防災教室、パンフレットの配布などあらゆる機会を通じ、周知する。

2 消防署

(1) 防災知識の普及啓発

「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導を実施し、防災意識の啓発を図る。

- 1) 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進
- 2) 町会、自治会等を単位とした講演会の開催による防災意識の啓発
- 3) 防火防災診断の実施による防災意識の啓発
- 4) 事業所における応急手当の指導者（従業員）養成及び自主救護能力の向上
- 5) 「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスター等の募集

(2) 応急救護知識及び技術の普及

消防団、災害時支援ボランティア等との協働で、区民や事業所を対象として、救命講習等の応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護力の向上を図る。

(3) 地域住民を対象とした組織の育成

区民防災組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。

(4) 事業所防災意識の高揚

事業所における被害の軽減を図るためには管理権原者や防火・防災管理者に対し、その重要性を認識させる必要があり、防火・防災管理講習や消防計画作成時の機会及び実務講習会等を通して防災意識の高揚を図る。

(5) 地域との連携及び都民防災教育センターの活動推進

地域の防火防災功労賞制度等への応募、表彰事例の活用を通じて町会、自治会、事業所等との連携を一層推進するとともに、都民防災教育センター等を拠点として地域の防災教育を広める。

(6) 小石川消防ボランティア、本郷消防ボランティアの育成及び活動

小石川消防署、本郷消防署（東京消防庁）では、震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして、「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成7年から行っている。

平成17年にはその活動範囲を震災以外の大規模自然災害まで拡大し、災害対応の強化

を図った。

また、災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元当庁職員の登録者を積極的に活用し、小石川、本郷災害時支援消防ボランティアの一層の充実強化を図る。

また、小石川、本郷災害時支援消防ボランティア用救助資機(器)材を整備し、震災時の消防と連携した活動能力向上を図る。

【業務内容】

災害時支援消防ボランティアは東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した小石川、本郷消防署へ自主的に参集し、消防活動の支援を行う。

(7) 各種広報活動の推進

区民及び事業所の防災意識の高揚を図るため、各種広報活動を推進する。

1) 広報内容

- ①地震のメカニズム
- ②地震時の行動（地震 その時10のポイント）
- ③地震の備え（地震に対する10の備え）
- ④出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識
- ⑤事務所の地震対策（事業所防災計画）

2) 広報手段

- ①印刷物による普及
- ②外国人の安全対策の推進
外国語のパンフレットを配布するほか、外国人に対する安全対策を推進する。
- ③講習会、防災イベント、防災のつどい等における広報
- ④常設展示における広報
- ⑤広報媒体における広報

CATV、ホームページ、ツイッター等による広報

3 警察署

(1) 地域との連携強化

地域防災組織、事業者等との災害時における連携強化を図るとともに、自助（「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則の考え方をいう。）及び共助（「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域における助け合いの考え方をいう。）の精神の醸成に努めるものとする。

1) 防災組織の育成及び連携

次により防災組織の育成及び連携に努めるものとする。

①地域防災組織

地域防災組織の活動計画及び訓練計画の策定について、必要な指導及び助言を行うとともに、積極的に合同訓練を実施する。

②事業者

事業者の責任者に対し、地域の一員として、地域の救出活動及び事業の継続を通じて、社会的責任を果たす重要性を認識させるとともに、近隣事業者等と相互に連携した防災組織の構築について、必要な指導及び助言を行い、積極的に合同訓練を実施する。

第3節 事業所の防災意識の啓発

第1 計画方針

事業者は、「自らの生命は自らが守る」という自助、「地域での助け合いによって自分たちのまちを守る」という共助の役割を踏まえ、地震や火災に関する正しい知識や心構えを持ち、従業員に対して、防災意識の啓発を図る。

第2 事業計画

1 事業所のとるべき措置

事業所は、各種法令を遵守するとともに、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して、次のような対策を図っておくものとする。

- (1) 従業員の防災教育、防災マニュアルの周知徹底、防災訓練などに努めるとともに、社屋内外の安全化確保、防災資器材や食糧等の備蓄など従業員や顧客の安全確保に努める。
- (2) 事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧・復興につながることから、事業継続活動（BCP）など、事業活動の中断を最小限にとどめるための対策等を事前に準備しておく。
- (3) 事業所の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティアや区民防災組織等との協力など、地域社会の安全性向上対策に努める。
- (4) 文京区防災対策条例（平成18年4月1日施行）及び東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月1日施行）に伴い、事業者に対して従業員の一斉帰宅抑制や3日分の食糧等の備蓄、従業員との連絡手段の確保等の啓発活動を実施する。

2 事業所主催の防災訓練

法令に規定された防火管理者、防災管理者、危険物取扱者が、実効性のある防災訓練等を積極的に実施するよう消防署が指導を行うが、日頃から、防災訓練を積み重ね、防災知識や技能を身に付けておくことが必要である。

3 事業所と地域の連携

区は、事業所相互間の協力体制及び事業所と区民防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを支援する。

また、区民防災組織等と地元事業者間において協定を締結した事例紹介などにより、地域と事業者間の新たな関係を構築するための働きかけ等を行う。

第4節 区民防災組織等の育成強化

第1 計画方針

区民防災組織の役割には、平常時における防災知識の普及、防災訓練の実施のほか、発災時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、負傷者の救出・救護、災害時要援護者の救助・救援、住民の避難誘導、炊き出し等があげられるが、特に初動期における応急活動への期待は大きい。

地震により同時多発的な災害が発生した場合は、防災関係機関の災害対策活動と区民の組織的な災害対策活動の連携が欠かせない。このため、地域住民の連帯意識に基づき結成された区民防災組織を育成し、自助・共助による地域の防災行動力の強化を図る。

第2 現況

区内の全町会及び自治会において、区民防災組織が結成されており、自主的な訓練を実施するとともに、防災関係機関が主催する訓練等への参加など、地域住民の防災意識の啓発や防災行動力の向上に努めている。

第3 事業計画

1 区民防災組織への活動支援

区民防災組織の地域における防災活動を支援するため、区は可搬式動力ポンプ、防災資器材格納庫、救出・救護等の防災資器材を貸与しており、それらの保守整備に努めるとともに、防災資器材の充実強化を図る。また、木造密集地域等における初期消火活動態勢を強化するため、配置を希望する区民防災組織にスタンドパイプ等を整備するとともに、警察署、消防署や消防団等と緊密に連携し、定期的な訓練を実施し、防災行動力の向上を図る。

さらに、地域特性を踏まえ、意欲的な防災活動を継続している「東京防災隣組認定団体」と緊密に連携し、区民防災組織の活性化を図る。

2 区民防災組織等への活動助成

防災意識の啓発と防災行動力の充実を図るため、区民防災組織・幼稚園・小学校・中学校のPTA、文京区青少年対策地区委員会及びマンション管理組合等が自主的に行う防災訓練について、訓練支援、防災教室、地震体験車や、煙体験ハウス貸出等の支援及び助成を継続する。また、助成の対象及び内容について検証し、より一層の防災意識の向上を図る。

3 避難所運営協議会への活動支援

大規模災害時において、避難所運営等を区などと協働して行う避難所運営協議会を各避難所に設立し、避難所運営の検討及び訓練等の活動に対して支援を行う。また、平常時における協議会活動を活性化させるために、地域活動センターと防災課が緊密に連携して活動支援を行う。地域活動センターは避難所運営協議会との会議開催日時等の調整を行い、防災課は協議会運営や訓練計画等をサポートする。

4 避難所運営協議会への活動助成

避難所としての防災行動力を向上させるために、避難所運営協議会が行う会議や訓練等について継続して助成を行うとともに、助成内容について検証し、きめ細やかな支援を行う。

5 地域のリーダーとなる人材の育成

避難所運営協議会及び区民防災組織が有効に機能するためには、地域で主体的に活動するリーダーが必要である。区では、避難所運営協議会員及び区民防災組織の防災担当者等を対象として、次世代のリーダーとなる人材を育成するため、防災士の資格取得を支援する助成制度の導入を図る。

6 区民防災組織主催の防災訓練

区民防災組織が自主的に主催する街角等で行う防災訓練は、地域住民が気軽に参加できるので、防災関係機関は区民防災組織の自主的な訓練に積極的に協力し、区民防災組織の主催する訓練を促進する。

7 「東京防災隣組」を活用した区民防災組織の活性化

東京都は、地域において意欲的な防災活動を継続している区民防災組織等を「東京防災隣組」として認定し、地域の防災活動の中核として位置付け、その取り組みに関して積極的に普及活動を展開することにより周辺地域への波及を図る。

第5節 事業所における防災体制の育成強化

第1 計画方針

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して、災害時に事業所が行うべき活動内容を定めるとともに、活動組織体制の確立、育成に努め、地域の防災行動力の向上に寄与する。

第2 事業計画

1 事業所による自助・共助の強化

- (1) 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化
- (2) 事業所の救出・救護活動能力の向上
- (3) 事業所防災計画の作成指導
- (4) 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施
- (5) 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布
- (6) 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及

2 事業所における自衛消防隊の活動能力の向上

- (1) 防火管理者の選任を要する事業所
消防法第8条、第8条の2等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。
これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練を実施し、活動能力の向上を図る。
- (2) 事業所における応急対策の実施
 - 1) 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。
 - 2) 出火防止、初期消火を速やかに実施する。
 - 3) 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。
 - 4) 施設の安全を確保した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
 - 5) 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。
 - 6) 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は速やかに避難する。
 - 7) 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。
- (3) 自衛消防組織の設置義務のある事業所
消防法第8条の2の5により、一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務付けられている。これらの規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるよう、組織行動力の育成を図る。
- (4) 防災管理者の選任を要する事業所
消防法第36条により防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるよう組織行動力の育成を図る。

(5) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事務所

ホテル、旅館、百貨店などの多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務づけられている。

震災に備えて、これら一定の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練を実施し、活動能力の向上を図る。

自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時に有効なバール等の救出器具、応急手当用具を配置する。

(6) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。震災発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動できるよう訓練を実施し、活動能力の向上を図る。

第6節 区立学校（園）及び私立保育園における安全指導・安全管理

第1 計画方針

(1) 区内の幼児、児童・生徒に火災や地震等における災害から、自らの生命を守るのに必要な事柄についての理解を深めさせるとともに、安全な行動ができるような態度や能力を身につけさせる。

(2) 地震等により被害を生ずる恐れのある学校環境や災害発生時に必要な消防、避難並びに救助のための施設設備について、整備並びに適切な管理を行う。

第2 区立学校における現況

1 防災計画の立案と実施

文京区学校防災計画検討委員会報告書に規定している「文京区立学校防災計画の基準」を東日本大震災での教訓を踏まえて改訂し、平成23年12月、次の4項目を柱とする新たな基準に従って学校防災計画を整備した。

(1) 学校避難所運営計画を作成し、災害の被害を最小限にするための「大震災に備えて」

(2) 児童・生徒等の安全確保を最優先に対処する「災害発生時の対応」

(3) 児童・生徒等の被害状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全等の確認後による「教育活動の再開に向けて」

(4) 学校に避難所が開設された場合の「避難所としての対応」

また、安全管理体制を整え、安全管理の計画を作成するとともに安全指導及び避難訓練を教育課程の中に位置付けている。

2 安全管理

学校（園）長は、各学校（園）において、安全指導担当（生活指導）を分掌として設置し、計画的に安全管理を実施している。

3 災害発生時の幼児・児童・生徒の安全確保

震度5弱以上の地震が発生した場合は、在校（園）する幼児・児童・生徒等を施設内で保護し、保護者等による引き取りがない限り、原則として施設内で保護する。また、電話、学校、幼稚園情報配信システム（フェアキャスト）、ツイッター、災害用伝言ダイヤル等の手段を活用して保護者との連絡に努める。

4 安全指導

平成21年4月に施行された「学校保健安全法」に基づく「学校安全計画」として、各学校（園）において、安全教育に関する全体的な計画、年間指導計画を作成し、その内容として「災害時における安全」について指導を計画的に行っている。

5 避難訓練

消防法第8条並びに東京都の「非常災害における児童・生徒の安全確保について」〔教指管発第457号（昭和40年12月4日）〕、「学校における震災等に対する安全管理と指導の徹底について（通知）」〔49教指管発第559号（昭和50年3月8日）〕に基づき、避難訓練を年間を通じて教育課程の中に位置づけて計画的に実施している。各学校（園）において、原則として月1回以上実施している。また「学校における震災等に対する避難訓練等の改善について」〔23文教教第820号（平成23年7月20日付）〕に基づき、授業中、休憩時間中、清掃中等多様な実施時間や停電により校内放送が使用できない場合、事前に想定した避難経路が被災して使用できない場合等、様々な事態を想定し、各学校（園）の実態を考慮に入れるとともに、発達段階に応じて指導の充実に努めている。

第3 区立学校における事業計画

1 学校の防災計画の充実

平成9年に示された「文京区立学校防災計画検討委員会報告書」を見直し、平成23年に改訂した「文京区立学校防災計画の基準」に基づき、各学校（園）の防災計画の充実を図るとともに、区教育委員会は、区・防災関係機関・区民防災組織等との連携が図れるよう企画・連絡・調整に努める。また、災害時における避難所運営協議会との連携について、学校の防災計画と避難所運営マニュアルとの整合を図る。

2 学校の防災計画の周知

学校の防災計画について、教職員への周知・徹底するとともに、必要な事項に関しては幼児・児童・生徒等に十分理解させ、保護者や地域の人々に対し連絡を密にする。特に、幼児・児童・生徒等の避難場所、保護者等への引き渡しの方法などを明らかにする。

3 学校施設・設備の安全管理の充実

校舎内外の施設・設備の安全点検を実施する。戸棚、靴箱、体育用具等の転倒防止、掲示板、その他の落下防止、避難通路の障害物の除去等を行う。特に、薬品類や火気の管理に格段の配慮をする。また、緊急地震速報を活用して、地震被害の防止・軽減を図る。

4 避難訓練等の安全指導の充実

年間を通じて教育課程の中に適切に位置づけ、計画的に実施するとともに、多様な場面・事態を想定して指導の充実に努める。また、形式的、表面的な避難訓練にならないよう、予告なしでの実施、屋内消火栓や消火器等防災用具の活用、緊急地震速報のチャイム音を用いるなど、緊迫感、臨場感をもたせるような方法を工夫する。これらを通して、幼児・児童・生徒が自ら命の安全確保のために適切な行動がとれるよう指導する。

5 教職員の研修の充実と、安全管理・指導体制の強化

災害から幼児児童生徒の生命や身体の安全を守るため、学校における防災体制や防災教育の重要性と緊急性を十分認識し、教職員の防災に関する自らの意識や対応能力、指導力を一層高めるよう研修や訓練を充実させ、組織的かつ的確な活動体制の強化を図る。

6 地域と連携し、他者や社会の安全に貢献できる防災教育

都教育委員会が作成した「安全教育プログラム」「地震と安全」「3. 11を忘れない」等を活用し、学校と地域が連携した防災教育（訓練）の普及を図る。

また、児童・生徒の学年に応じた初期消火活動、救出活動、応急手当、避難生活での補助等、災害ボランティア活動について普及啓発を推進する。

さらに、災害発生時には自分の命を守るとともに、身近な人を助け、さらに地域の安全に貢献できる人間を育てることを目的に、学校防災宿泊体験を実施する。

第7節 総合防災訓練の実施

第1 計画方針

区民、事業所等に対する防災意識の更なる啓発を図るとともに、区、区民防災組織及び防災関係機関が連携した災害対策活動が円滑にできるよう、総合的で実践的な防災訓練を実施し、地域防災行動力の向上を図る。

第2 現況

平成22年度から、従来の訓練内容を見直し、区民が主体となって行う実践的な訓練を実施している。区内を概ね東西の4ブロックに分割、1ブロックの訓練周期を4年とし、ブロック内の避難所1か所を総合防災訓練会場に選定し、区、区民、防災関係機関が連携して避難所運営を中心とした総合的な防災訓練を実施している。

第3 事業計画

区は、区民、区民防災組織、事業所、学校、警察署、消防署、消防団、災害時支援ボランティア、警察署、自衛隊、公共機関、災害時応援協定事業所等、できるだけ多くの防災関係機関等の参加を促進し、実効性のある総合的な訓練を実施する。これにより、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立し、地域防災計画の内容の充実と防災意識の高揚を図る。

なお、総合防災訓練は、毎年度、次に掲げる事項について実施要領を定めて実施する。

1 実施時期

原則として8月の最終日曜日又は土曜日に実施するが、訓練内容及び気象状況を勘案し変更することもできる。

2 実施場所

区内を、向丘・湯島地域活動センター管内、大塚・音羽地域活動センター管内、根津・汐見・駒込地域活動センター管内、礪川・大原地域活動センター管内の4ブロックに編成する。

訓練実施該当ブロック内から避難所を1か所選定し、訓練会場とする。以後、輪番のブロック内から訓練会場を選定する。

3 参加機関

区、消防署、消防団、災害時支援ボランティア、警察署、自衛隊、ライフライン関係機関、災害時応急協定事業所等が連携して参加する。

4 訓練内容

区民、区民防災組織が主体となり、地域特性を踏まえた実践的な防災訓練を実施するが、防災対策上必要な事項等は、その都度、防災関係機関と協議しながら定める。

第8節 地域防災訓練の実施

第1 計画方針

地域の実情に応じた防災訓練等を実施し、区民等の防災意識の啓発と防災行動力の向上を促進する。

第2 現況

区内の各地域における区民の防災意識と防災行動力の向上のために、地域の実情に応じた防災訓練が、区民防災組織や防災関係機関の主催により実施されている。

第3 事業計画

1 防災関係機関の防災訓練

地域の実情に応じた防災訓練等を今後も継続して実施し、区民等の防災意識の啓発と防災行動力の向上を図る必要がある。防災訓練の実施に際しては、防災に関心の高い区民に加え、様々な区民が参加できるよう、警察署、消防署、消防団、災害時支援ボランティア、事業所、区民等を対象として、基本的防災訓練を個別に行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

2 区民防災組織等主催の防災訓練

- (1) 区民防災組織が自主的に自己区域で主催する防災訓練は、地域住民が気軽に参加できるため、防災関係機関は積極的に訓練を支援し、区民防災組織の主催する訓練を促進する。また、可搬式動力ポンプやスタンドパイプを整備した区民防災組織に対する訓練を積極的に支援し、消火活動の向上を図る。
- (2) 避難所運営協議会が定期的かつ継続的に避難所運営訓練を実施するため、区及び防災関係機関は積極的に訓練を支援し、避難所運営能力の向上を図る。
- (3) 防災意識の啓発（消防署）
 - 1) 防災教育・防災訓練を推進する。
 - 2) 可搬式動力ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、区民防災組織等における初期消火体制の強化を推進する。
 - 3) 具体的な訓練指導マニュアルを策定し、区民防災組織等への指導に反映させる。
 - 4) 区民防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等を開催する。

3 事業所主催の防災訓練

法令に規定された防火管理者、防災管理者や危険物取扱者が、実効性ある防災訓練等を積極的に実施するよう消防署が指導を行うが、日頃から、防災訓練を積み重ね、防災知識や技能を身に付けておくことが必要である。

4 災害時要援護者訓練

区職員、民生委員・児童委員、区民防災組織、関係機関が連携して、災害時要援護者名簿を活用した安否確認訓練を実施し、安否確認体制の検証及び改善を図るとともに、地域防災行動力の向上に努める。

第1章 地震に強い防災まちづくり

第2章 公共交通施設の安全化

第3章 建造物等の安全化

第4章 延焼等の防止・出火・

第5章 インフラ施設の安全化

第6章 防災意識の啓発と区民の防災行動力の向上

第7章 備蓄物資

第8章 事業継続計画の策定

第7章 物資の備蓄等（区・都）

第1節 基本方針

建物の倒壊、焼失又はライフラインに障害が発生した場合は、水や食糧等の調達が困難になる恐れがある。被災者の生命維持と人心の安定を図るため、震災直後の生活物資等の確保と整備に努める。また、東日本大震災での被災地での検証結果を踏まえ、避難所生活における女性や災害時要援護者のニーズに配慮した生活用品等を備蓄する。

第2節 飲料水、生活水の確保

第1 計画方針

災害時に上水道施設の被害が生じた場合は、飲料水や生活水の確保が困難になる恐れがある。このため、飲料水の給水基準を1人1日当たり3ℓとして、被災者の飲料用の水を確保するとともに、トイレや洗顔、洗濯等に必要となる生活用の水についても確保を行う。

（関連：第5章／第4節 57ページ参照）

第2 現況

1 水の確保

- (1) 水道局の給水拠点（給水所・応急給水槽）による水の確保
- (2) 区の備蓄倉庫でのペットボトルによる水の確保（乳児粉ミルク用、高齢者等おかげ用）
- (3) 区設貯水槽（容量350m³の貯水槽1か所・容量100m³の貯水槽1か所・容量40m³の貯水槽31か所・容量20m³の貯水槽1か所）による水の確保

〈資料編 第35 区設貯水槽一覧表 P102〉

- (4) 区の井戸による水の確保

公園等に井戸が15か所設置してある。

〈資料編 第36 区有井戸一覧表 P103〉

- (5) 民間の井戸所有者との協定による水の確保

区内の105か所の井戸を防災協定井戸として協定を締結している。

〈資料編 第37・第38 協定井戸一覧表 P103、104〉

- (6) 区立小・中学校等の高架水槽・受水槽・プール・井戸による水の確保

- (7) 消火栓等の活用による水の確保

路上の消火栓等に接続し応急給水を実施することが可能なスタンドパイプ、給水栓などの仮設給水資器材を活用し、避難所又は避難所周辺で応急給水を実施する。

- (8) その他の水の確保

- 1) 家庭内での自助による備蓄及び汲み置き等
- 2) 事業所での自助による備蓄及び民間建築物の受水槽
- 3) 自動販売機の販売品の無償提供について、飲料水メーカー等の事業所と協定を締結し、飲料水の確保に努める。

2 給水活動に使用する給水器材の整備状況

各避難所（学校内備蓄倉庫）に備蓄しているろ過機を増設するとともに、給水タンク、給水袋、ポリバケツに加え、新たに拠点備蓄倉庫に配備したエンジン式浄水機の有効活用を図る。さらに、各避難所に飲料水を給水するために、各避難所等に備蓄している車載用

給水槽等の活用を検証し、給水方法の整備を行う。

第3 事業計画

1 給水量の確保

水道施設の復旧までの飲料用の水の最低必要量は、給水拠点に確保されている。水道局により給水所等の施設の維持管理を行う。

2 水質の維持

貯水槽や井戸の一部には、飲料に適さない水質の水があるので、定期的に貯水槽の清掃等を行うとともに、原則として生活用水として使用する。

3 給水器材の点検整備

災害時に給水器材の有効活用が図れるよう、取扱い訓練を推進するとともに、計画的に点検整備を行う。

4 防災協定井戸の拡充及び適正管理

身近な水を確保するため、未協定の手動式及び電動式ポンプ井戸の所有者の協力を得て、防災協定井戸の拡大を図るとともに、災害時に有効活用が図れるよう適正な維持管理の機能確保のために修理を支援する。

5 区民への周知

- (1) 最低3日分の水の備蓄や、家庭における風呂水の汲み置き等を区民、事業者等に促すため、防災訓練、防災教室、パンフレット、ホームページ等を利用して周知を行う。
- (2) 消火栓等からの応急給水、仮設給水器材の整備等多様な応急給水への取り組みを積極的に周知する。

第3節 食糧の確保

第1 計画方針

災害時における食品の確保の考え方は、次のとおりである。

- (1) 備蓄倉庫及び避難所となる区立小・中学校等に物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、東京都と連携して、発災後3日分の食糧の確保に努める。
- (2) 区は、道路の障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、都と協力し、原則として米飯による炊き出し等を実施するとともに、食品確保の方策の一つとして、弁当、パン等の調達体制についても整えていくものとする。
- (3) 震災の被害により食糧の調達が困難になる恐れがあることから、事業者、団体等と協定を締結し、多様な調達体制の確保に努める。

第2 現況

1 食品の備蓄等の状況

区は、主食及び副食等を拠点となる備蓄倉庫及び避難所となる区立小・中学校等に分散して備蓄するとともに、備蓄食品の品質及び良好な保管体制を確保するため、点検整備を行っている。

〈資料編 第40 備蓄倉庫及び備蓄物資等一覧表 P106〉

〈資料編 第41 学校併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 P110〉

〈資料編 第42 福祉避難所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 P119〉

2 区内調達が困難なときの要請先

- (1) 米穀 東京都福祉保健局
- (2) 副食品 東京都福祉保健局
- (3) 乳児粉ミルク 東京都福祉保健局

第3 事業計画

1 非常食の備蓄

- (1) 区として、現在の想定避難所生活者数(40,213人)の3食分(主食及び副食)を最低基準として備蓄する。
 - 1) 主食 サバイバルフーズ(クラッカー)・アルファ米
 - 2) 副食 サバイバルフーズ(シチュー)
- (2) 区施設利用者、職員、区立小・中学校等に残留した児童・生徒等の帰宅困難者に対する備蓄物資を整備する。

2 非常食の点検整備

備蓄食品の品質及び良好な保管体制を確保するため、点検整備を行う。また、備蓄食品の入れ替え時期、方法の検討を行い、数量の平準化を図る。

3 必要物資・資器材のデータ管理

災害時に必要な食品、資器材について、あらかじめ品目、数量を電子データ化し、備蓄の適正管理に努めるものとする。

また、災害発生時において、備蓄品のみでは、十分でない場合には、そのリストを活用し、必要物資の迅速な確保に努めるとともに、速やかな受け入れと供給できる体制の整備を図る。

4 備蓄倉庫の充実・整備

災害時における食糧備蓄の充実を図るため平成21年4月に防災機能を備えた目白台運動公園に新たな拠点となる備蓄倉庫を設置した。今後も、さらなる備蓄倉庫の充実を図るため、平成27年開設予定の新福祉センター施設内、区有施設建設に併せて備蓄倉庫を設置する。

5 地域活動センターの防災機能の充実・整備

災害時の一時的避難所として、食糧備蓄の充実を図る。

6 区民等への周知

区民等に対して、最低3日分の食糧の備蓄を促すとともに、区の備蓄状況等について、防災訓練、パンフレット及びホームページ等を利用して周知する。

7 事業者等との協定の締結

食糧品の不足に備え、事業者、団体等と協定を締結し、多様な調達ルートの確保に努める。

第4節 生活必需品、応急対策用資器材、医療資器材等の確保

第1 計画方針

建物の倒壊や火災のため、一時的に避難所で被災者が生活する場合や災害復旧作業等に備えて、生活必需品、応急対策用資器材等を確保する。

第2 現況

1 生活必需品の備蓄状況

備蓄倉庫及び避難所となる区立小・中学校等に物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、東京都と連携して、発災後3日分の物資の確保に努める。

〈資料編 第40 備蓄倉庫及び備蓄物資等一覧表 P106〉

〈資料編 第41 学校併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 P110〉

〈資料編 第42 福祉避難所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 P119〉

2 応急対策用資器材の備蓄状況

(1) 警察署の備蓄状況

(2) 消防署の備蓄状況

〈資料編 第43 警察・消防資器材備蓄保有状況 P120〉

3 救護資器材、医療資器材等の備蓄状況

(1) 区の備蓄状況

(2) 消防署の備蓄状況

〈資料編 第44 消防非常用救護資器材備蓄保有状況 P120〉

〈資料編 第45 災害用医療資器材の保有状況 P121〉

第3 事業計画

1 生活用品等の分散備蓄及び点検整備

区は、道路障害物除去が整い都からの調達品がくるまでの間、被災者の避難生活を維持するための生活用品等を避難所及び備蓄倉庫に分散備蓄するとともに、生活用品等がいつでも使用可能となるよう点検整備を行う。

2 必要物資・資器材とその数量のリスト化

災害時に必要な生活用品、資器材及び医薬品等について、あらかじめ品目、数量のリストを作成し、その備蓄に努めるものとする。

また、災害発生時において、備蓄品のみでは十分でない場合には、そのリストを活用し、必要物資の迅速な確保に努めるとともに、速やかな受け入れと供給できる体制の整備を図る。

3 災害用トイレの整備

避難所に備蓄している簡易トイレ、組立式トイレ等に加え、新たに配備した衛生面に優れた自動ラップ式トイレを活用する。また、公園や新規に開設する施設等のオープンスペースを利用してマンホール直結型トイレの整備を促進する。

4 女性、災害時要援護者の生活用品の充実

着替え・授乳用プライベートテント、下着など女性の視点に配慮した生活用品を備蓄す

る。また、避難所における災害時要援護者の快適性向上を図るために、新たにエアーマツト等を配備する。

5 地域活動センターの防災機能の充実・整備

災害時の管内における情報収集・情報発信機能を強化するため、情報通信機器及び発電設備の充実を図る。

6 区民への周知等

区民等に対して、最低3日分の生活用品等の備蓄を促すとともに、区的生活用品等の備蓄状況等について、防災訓練、パンフレット、ホームページ等を利用して周知する。

7 福祉用物資の備蓄

新福祉センター（平成27年4月開設予定）施設内に福祉用物資専用の備蓄倉庫を設置する。

第8章 事業継続計画の策定（区）

第1節 基本方針

事業継続計画（BCP）とは、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく計画である。

災害時においても文京区及び東京の経済を停滞させることなく、経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、事業者はBCPの策定に努める必要がある。その内容としては、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

第2節 事業計画

第1 区のBCPの見直し

災害等が発生した際に、区民の生命、生活及び財産を守るとともに社会経済活動を維持し、優先して行うべき行政サービスを効果的に行うために、平成23年6月に文京区事業継続計画【震災編】（Ver. 1）を策定したが、東日本大震災での経験、危機管理対応訓練の検証を踏まえ、災害発生時に優先して行うべき業務の再選定やその際の職員体制を構築するなど、より現実に即した計画に見直す。

第2 事業者のBCPの策定

事業者は、事業活動への被害の最小化と事業継続を図るためにも、BCPを策定する必要があるため、事業者団体等を通じて、BCP策定への働きかけを行う。

第3 中小事業所におけるBCP策定の支援

自前によるBCP策定が困難な区内中小事業所を対象に、東京都との連携によるBCP策定講座の開催や経営改善専門家派遣事業の活用等を通して、BCP策定の支援を行う。